遺言公正証書作成のための必要資料等のご案内 葵町公証役場(202406 版)

1 必要資料

- 一般的に次の資料が必要です。事前に公証役場にご提出ください。
- ご用意いただく資料は、一部のものを除き、写しでも結構です。
- 1.1 遺言内容を記載したメモ (メモがあれば相談がスムーズに進みます。)
- 1.2 遺言者の本人確認資料 …次のいずれかのものが必要です。
 - ①自動車運転免許証、②マイナンバーカード、③印鑑登録証明書+登録の実印、④その他顔写 真付きの官公庁発行の身分証明書 *健康保険証は不可
- 1.3 遺言者及び関係者の戸籍謄本(戸籍事項記載証明書)
- 1.4 財産の相続又は遺贈を受ける方に関する資料
 - ア 相続人については、その方と遺言者との続柄が判明する戸籍謄本(数通に及ぶことがあります)
 - イ 受遺者については、氏名、生年月日及び住所の記載された資料(その方の住民票等)
 - ウ 受遺者が法人の場合は、商号・名称及び所在地の記載された資料(法人の登記情報等)
- 1.5 不動産については、次の①及び②
 - ① 不動産の登記事項証明書(法務局で発行を受けるもの。インターネット経由で取得したものも可。登記済み権利証は不可。)
 - ② 固定資產課税明細書
- 1.6 銀行預金については,預金通帳
- 1.7 証券会社に預けている資産については、証券会社からの最新の報告書
- 1.8 生命保険契約…保険証書又は保険証券
- 1.9 その他の財産…それぞれの財産に応じた資料
- 1.10 上記以外の事項を遺言する場合、各自が必要とお考えになる資料をご準備ください。
- 2 ご判断・お決めいただく事項
- 2.1 祭祀主宰者の指定(民法897条)の要否
- 2.2 遺言執行者(氏名、生年月日,住所及び職業)
- 2.3 立会証人2名(遺言者のご家族,推定相続人,財産を受け取る方とそのご家族等は,不可) *適当な心当たりのない方は、公証役場にご相談ください。
- 3 当日ご持参いただくもの
 - 1.2 の本人確認資料 (写し不可) *印鑑証明書を使用する場合は、公正証書作成日からさかのぼって3か月以内に発行されたものが必要となります。
 - 印鑑(本人確認資料に印鑑証明書を使用する場合は登録の実印。その他の場合は認め印も可。)
- 4 遺言に関するQ&A及び公証人手数料の説明は、日本公証人連合会のHPに掲載されています。

(https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow02 https://www.koshonin.gr.jp/notary/ow12)